

お気軽にご相談ください 要予約 電予 予約は電話のみ 5月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	10日(火) 午後1時30分～4時30分 (受付 2日(月) 午前8時30分～) 25日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 17日(火) 午前8時30分～) いずれも先着6人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	18日(水) 午後1時30分～4時30分 先着6人(受付 10日(火) 午前8時30分～)		
行政相談	12日(木) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 会議室	
人権相談	17日(火) 午後1時～4時 26日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職な どにかかる相談)	10日(火) 午前9時30分～11時30分 10日(火) 午後1時30分～3時30分 月～金曜 午前8時30分～午後5時	八幡子どもセンター 八幡東子どもセンター ハローワークプラザ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320 ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	27日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	5月9日(月) 午前9時～午後8時 6月6日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会 近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389 商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	5月はありません 次回6月1日(水) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(金) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	20日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	6月9日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日(祝日を除く) 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	23日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	24日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	5月12日(木)、6月9日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	27日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	6日(金)・12日(木)・18日(水)・24日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



近江八幡市消費生活センター発

18歳から大人に！
クレジットカードの使い方を考えよう！



【事例：18歳、大学生】

大人になり、インターネットでクレジットカードを作って、限度額いっぱいまで買い物をしてしまった。しかし、支払いができず放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をし、ますます返済できなくなった。

今年の4月から成人年齢が18歳に引き下げられたことで、18歳から保護者の同意なくクレジットカードを申し込めるようになりました。クレジットカードの利用代金は、後から返済しなければならず、ある意味借金をしているのと同じです。トラブルにあわないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法を理解して利用しましょう。

延滞に注意 期限までに支払わないと延滞料が加算されます。また、延滞を放置したり繰り返したりすると、個人信用情報機関に延滞情報が登録され、新規にクレジットカードが作れなくなったり、ローンが組めなくなったりします。

手数料が発生 支払い方法を「分割払い」や「リボ払い」にすると、手数料がかかり支払い総額が膨らみます。カードの中には、最初からリボ払いに設定しているものもありますので注意してください。
適切なカードの管理 暗証番号は他人に推測されない番号に設定し、カードを他人に貸さないなど適切に管理しましょう。不正利用の被害にすぐに気付くためにも、カードの利用明細は毎月必ず確認しましょう。

消費者トラブルで困ったらご相談ください！

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内) いやや
TEL(36)5566・FAX(36)5553 消費者ホットライン 188



2限目
地域の課題解決のために

自治会では、地域住民が安心・安全でより快適に暮らせるよう、地域の課題解決に取り組んでいます。

子どもが安全に遊べる遊具がない児童遊園に遊具を設置したり、夜道でも安心して歩くことができるように防犯灯を設置・維持管理したりすることなどはその一例です。また、災害時の備えとして、消火用機材の整備や自主防災組織の設立・運営なども、自治会として大切な取り組みのひとつです。そこで、市では自治会の費用負担を少しでも減らせるよう、補助金制度を設けています。

自治会の活動方針や予算を決定する中で、活用できそうな補助金があれば、担当課に相談・協議しながら申請してください。自治会向けの補助金は、市ホームページ(☎14396)「まちづくり資料集」に掲載しています。

地域をこうしたら良くなるのでは…という課題や思いを持っている人は、みんなでもより良い地域社会を作るため、自治会活動に積極的に参画しましょう。



自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します！

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553